

大学法人から 給与減額改定の提案

2010年11月5日

広島大学教職員組合



2010年8月に出了た人事院勧告に準拠するかたちで、広島大学法人より給与減額改定の提案が出了されました。
教職員組合では減額改定に反対するとともに、改定が強行される場合は、実施の繰り延べや手当の増額、人員の増、他の代償措置の実行など、減額分全額を代償措置として使用させる方向での交渉を行なっています。なお、契約職員及び非常勤職員については、今年度中の改定は行わず、次年度に向けて改定案が提示される予定です。



1. 期末・勤勉手当（ボーナス）の引き下げ （年間▲0.2月）

6月期 1.95月 → 1.9月へ
12月期 2.2月 → 2.05月へ
（年間合計 4.15月 → 3.95月へ）



（注）なお、人事院勧告は年間で▲0.2月（年間3.95月）を実施するため、今年12月期を6月期削減分を含めた2.0月支給としています。広島大学は「不利益不遡及の原則」から、今年の12月期に限り6月期削減分を含まない2.05月としています。



2. 中高年齢層（40歳台以上）の俸給表引き下げ 平均▲0.1%の引き下げ

（注）国が医療職（一）については適用除外とするため、病院で診療に従事する医師または歯科医師は職務付加手当の増額を検討。

給与減額改定案のポイント （主要には3点になります）



3. 55歳を超える職員（下表の除外あり）の減額措置（▲1.5%）

55歳を超える職員について、俸給及び俸給の特別調整額を▲1.5%引き下げ。対象者の9割以上が教授で、教授職の約半数が対象となります。
（注）国が医療職（一）については適用除外とするため、病院で診療に従事する医師または歯科医師は職務付加手当の増額を検討。

【除外される級等】

俸給表	一般職	技能職	海事職（A）	海事職（B）	教育職（A）	教育職（B）	教育職（C）	医療職	看護職
職務の級	5級以下	全ての級	5級以下	全ての級	4級以下	3級以下	3級以下	5級以下	5級以下

